

島根県立三刀屋高等学校掛合分校いじめ防止基本方針

	目	次	
1	島根県立三刀屋高等学校掛合分校いじめ防止基本方針	・・・	1
2	いじめ防止等の対策のための組織	・・・	1
3	いじめ防止等に関する措置	・・・	2
	(1) いじめの防止	・・・	2
	①いじめの防止に対する環境づくりと継続的な取組	・・・	2
	②いじめの防止のための取組	・・・	2
	(2) 早期発見	・・・	4
	①いじめの積極的な認知と情報の共有	・・・	4
	②いじめの早期発見のための措置	・・・	4
	(3) いじめに対する措置	・・・	4
	①いじめに対する組織的な対応及び指導	・・・	4
	②いじめの発見・通報を受けたときの対応	・・・	4
	③いじめを受けた生徒又はその保護者への支援	・・・	5
	④いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言	・・・	5
	⑤いじめが起きた集団への働きかけ	・・・	5
	⑥ネット上のいじめへの対応	・・・	5
	⑦いじめ解消の定義	・・・	5
	(4) その他の留意事項	・・・	5
	①組織的な体制整備	・・・	5
	②校内研修の充実	・・・	6
	③学校相互間の連携体制の整備	・・・	6
	④地域や家庭との連携及び保護者への支援	・・・	6
4	重大事態への対応	・・・	6
	(1) 重大事態の報告	・・・	6
	(2) 重大事態の調査組織の設置	・・・	6
	(3) 事実関係を明確にするための調査の実施	・・・	6
	①いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合	・・・	6
	②いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合	・・・	7
	<いじめを受けた生徒が自死した場合の対応>	・・・	7
	(4) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供	・・・	7
	(5) 調査結果の報告	・・・	7

1 島根県立三刀屋高等学校掛合分校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである」というのが、いじめに対する一般的な捉えである。

そのような認識を踏まえて、いじめの防止等に取り組むに当たっては、学校、保護者、地域が互いに手を結びながら、生徒一人ひとりの人権感覚を培い、いじめを行わない、いじめを許さない気持ちを育てていくことが大切である。また、教職員は、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識を持ち、いじめに直面した場合でも、周囲に相談したり、いじめを抑止したりする力を持つ生徒を育てていくことが必要である。このような取組は、思いやりの心、慈しみの心を育てていくことにつながるだけでなく、学校内だけではなく地域社会のつながりやあたたかみを感じ、家族や地域を愛し、ふるさと島根を大切にしたい、島根のために役立ちたいという気持ちの醸成にもつながっていくと考える。

「島根県いじめ防止基本方針～しまねの子どもの絆づくりをめざして～」に従い、生徒一人ひとりが意欲を持って充実した高校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「島根県立三刀屋高等学校掛合分校いじめ防止基本方針」を定める。

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめを防止するには、教職員自身の人権尊重を貫こうとする意識や信念、姿勢が大切である。教職員の人権意識を高め、生徒がいじめの不当性を正しく理解し、人権を尊重する態度を養うように指導力の向上を目指し、いじめの早期発見のために校内の教育相談体制を充実させるため、校長・副校長・教務部長・生徒部長・進路指導部長と人権・同和教育主任で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。

また、いじめが発生した時は、組織的に対応し早期の問題解決を図るため、該当クラスの担任を加えた「いじめ問題対策委員会」を組織する。

重大事態の場合は、警察・医療機関等と連携する。状況によっては、いじめ対策推進法第28条に基づき、「いじめ問題対策協議会」を設置し、教育委員会による組織的対応をとる。

3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

① いじめの防止に対する環境づくりと継続的な取組

生徒の尊厳が守られ、生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいくことが必要である。

未然防止の基本となるのは、教育活動全体を通して生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍でき、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことが大切である。

また、こうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続する。

② いじめの防止のための取組

- 本校入学前の段階を含めて、子ども同士の人間関係に関わる情報の収集・共有を図り、いじめ防止の環境づくりに生かす。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的に指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒にも、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に受け止め、立場の違いを理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。
- いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりや一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 学校の教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会をすべての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。
- 生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- 雲南警察署と連携し、少年補導職員や少年警察ボランティア等によるいじめ防止を主眼とした非行防止に向けた取り組みをする。

○ 下記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ア) 発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめ
- イ) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒が関わるいじめ
- ウ) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に関するいじめ
- エ) 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒に対するいじめ

いじめの防止のための具体的な取り組み

- (1) 学業指導の充実
 - ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- (2) 総合的な学習、特別活動、道徳教育の充実
 - ・総合的な学習、ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ・道徳教育やボランティア活動の充実
- (3) 教育相談の充実
 - ・生徒面談の定期的実施
 - ・保護者面談の定期的実施（7月、12月）
 - ・スクールカウンセラー等による教育相談の実施
- (4) 人権・同和教育の充実
 - ・人権・同和教育 LHR 活動等による人権意識の高揚
 - ・人権・同和教育講演会や道徳教育に関する生徒指導講演会等の開催
- (5) 情報教育の充実
 - ・情報モラル講演会や教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・掛合町元気アップ運動（メディアと上手に取り組もう）に取り組む
 - ・近隣の学校や教育事務所との相互連携
 - ・雲南警察署、少年補導職員、少年警察ボランティア等によるいじめ防止・非行防止のための連絡会や講演会を開催する。

(2) 早期発見

① いじめの積極的な認知と情報の共有

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

② いじめの早期発見のための措置

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのため、生徒のささいな変化に気づく力を高めていかなければならない。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい環境・体制・雰囲気を整える。また、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口を整備し、休み時間や放課後の子どもの日常の様子に目を配るなどして早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

① いじめに対する組織的な対応及び指導

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校内のいじめに対応する組織に報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、すみやかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告するとともに、いじめを行った生徒・いじめを受けた生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく雲南警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに雲南警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等により、できるだけ速やかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。その際、不安を取り除くなど心のケア等の対応も行う。あわせて、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー等）、民生児童福祉委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力も得ながら継続的な支援を行う。

④ いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った生徒への指導に当たっては、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように適切な教育的配慮を行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

すべての生徒が、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていく。

その上で、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については早期発見に努めるとともに、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進を図るとともに保護者への啓発を行う。

⑦ いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

3ヶ月を目安とするが、必要であれば長期の期間を設定するものとする。

イ) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、面談等によって確認する。

(4) その他の留意事項

① 組織的な体制整備

いじめへの対応は、特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ防止対策委員会、いじめ対策委員会を中心として、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら学校全体の問題として取り組む。

② 校内研修の充実

すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、「いじめ問題対応の手引き」等を活用して少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

③ 学校相互間の連携体制の整備

いじめを受けた生徒といじめを行った生徒のどちらかが他校に在籍している場合学校同士が情報共有を図り、いじめを受けた生徒、その保護者、いじめを行った生徒、その保護者に適切に支援、指導や助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

④ 地域や家庭との連携及び保護者への支援

基本方針やいじめ防止等に対する本校の取り組み等について、地域や保護者の理解を得るよう努める。また、本校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、地域や家庭と連携した対策を推進する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。「相当の期間」については、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず適切に判断する。

③ 児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたるものとする。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、その旨をすみやかに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査組織の設置

設置されている「いじめ問題対策委員会」を母体とした調査組織を設置し、警察・医療機関と連携をとって対応する。組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

状況によっては、いじめ対策推進法第 28 条に基づき、「いじめ問題対策協議会」を設置し、教育委員会による組織的対応をとる。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態が発生した場合は、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために調査を行う。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、生徒等から聴き取りを行うに当たっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

① いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

調査において、いじめを受けた生徒からの聴き取りができる場合は、その生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先に考えて行い、質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめをやめさせる。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りができない場合は、その生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

<いじめを受けた生徒が自死した場合の対応>

生徒の自死という事態が起こった場合の調査のあり方については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

- 遺族の要望・意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。
- できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

(5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、本校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

(6) 調査結果の報告

調査の結果については、教育委員会を通じて知事に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。